

今一度!!

知って安心、自動車事故の「責任」と公務員の身分



じちろうマイカー共済
自動車総合補償共済

交通事故を起こした場合の「責任」

交通事故を起こした場合、加害者は次の法律上の責任と道義上の責任が問われることになります。

1 刑事上の責任	2 行政上の責任	3 民事上の責任	道義上の責任
自動車運転処罰法	道路交通法	自賠法・民法	
懲役、禁錮、罰金	免許の取り消し・停止、減点、反則金	被害者への損害賠償	+
目的 法秩序の維持	目的 道路交通の安全の確保	目的 被害者の損害を金銭で現状回復	法律上の責任とともに、加害者として果たさなければならない責任があります。それは被害者を見舞い、誠実に謝罪するという道義的な責任であり、事故の円滑な解決には欠かせません。

刑事上の責任「人を死傷させると…」

自動車事故で人を死傷させると「過失運転致死傷罪」に問われます。また、「過失」の範囲を超える悪質運転（飲酒や無免許など）の場合は「危険運転致死傷罪」となります。

過失運転致死傷罪	7年以下の懲役・禁錮、または100万円以下の罰金
危険運転致死傷罪	死亡の場合:1年以上20年以下の懲役 負傷の場合:15年以下の懲役 ※罰金刑ではなく、有罪の場合は必ず懲役となります。



もし 事故を起こした際の公務員の身分がどうなるか裏面で解説! ▶

刑事上の責任と公務員の身分

地方公務員法は、特別な条例がある場合を除いて、**禁錮刑以上(執行猶予付きを含む)**となった公務員は失職することを定めているため、公務員として働くことができなくなります。



失職するとすべてを失います

失職すると公務員の身分を失います。それはすなわち、職を失い収入が絶たれることを意味します。また、失職はこれだけに留まらず、退職手当も受け取れない可能性もあり、現在の生活はもとより老後にも大きく影響します。

【失職すると失うもの】
公務員としての身分・収入
退職手当

失うと...

生活が破たんする
危険性



■地方公務員法の失職規定

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二～四 略

(降任、免職、休職等)

第二十八条

1～3 略

4 職員は、第十六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

じちろうマイカー共済は “失職を防ぐ取り組み” をしています

じちろうマイカー共済は、自治労組合員のために創られた自動車共済(保険)制度です。そのため、組合員(被共済者)が重大事故を起こした際、組合員の失職を防ぐ取り組みを行います。失職防止の取り組みを制度化しているのは、じちろうマイカー共済の大きな特長といえます。

※悪質運転(飲酒や無免許など)に該当する事故の場合は、補償の対象外です。

サポート体制

あなたをしっかりサポートします!



労働組合

組合員
(被共済者)

じちろうマイカー共済
事故処理専門職員

弁護士

安心のポイント

1 全国に**76**拠点の
事故処理センター

2 約**800**人の
事故処理専門職員

3 年間約**19**万件の
事故を処理

4 年間対人案件
約**23,000**件

ぜひ、じちろうマイカー共済で安心のカーライフを!

こくみん共済 **全労済** 全国労働者共済生活協同組合連合会

自治労共済 推進本部

全日本自治体労働者共済生活協同組合

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。